

はじめに

千葉市では、平成29年4月に策定した「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」の第2段階の実施計画として、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする「第5次千葉市障害者計画」「第6期千葉市障害福祉計画」「第2期千葉市障害児福祉計画」に基づき、必要な支援が多様な地域の担い手により提供される共生社会の実現に向けて、各種施策の充実を図ってまいりました。

この間に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活に様々な影響を及ぼしました。デジタルやオンラインを活用した取組みが拡大するなどの利便性が向上した側面もありましたが、障害のある人にとっては、視覚障害のある人のスマートフォン利用など、障害特性に対応した情報の取得や意思疎通の支援という新たな課題も浮き彫りになりました。

その一方で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定など、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会実現への機運が高まっています。令和6年4月からは、障害者差別解消法により、事業者にも障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されるとともに、障害者雇用促進法による障害者の法定雇用率の段階的引き上げなど、障害のある人に対する相談支援や福祉の充実に加え、社会参加や就労など、その能力を遺憾なく発揮して自己実現できる環境の整備が進められています。

このような課題や社会動向を踏まえ、ライフステージの各段階での相談及びサービスの一層の充実や、社会参加のためのバリアフリー化の推進などを計画の視点とし、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とする「第6次千葉市障害者計画」「第7期千葉市障害福祉計画」「第3期千葉市障害児福祉計画」を策定しました。「親なき後を見据えた支援」、「発達障害者への支援」、「重度の障害のある人たちへの支援」に加え、新たに「働く人や働きたい人たちへの支援」を重点課題に掲げ、課題に対応していく6つの基本目標と施策展開を明らかにしています。

本計画に基づき、今後も市民の皆様をはじめ、関係機関や各種団体との連携・協働のもと、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会の構築に向けて全力で取り組んでまいりますので、より一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、特に障害のある人やそのご家族、そして、千葉市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

千葉市長

神谷 俊一

